

## 25 海外旅行

### □ 概説

市町村立学校の教職員の海外旅行は、「県立学校の教職員の海外旅行について」に準ずる。  
 < 県立学校の教職員の海外旅行について >

号	区分	海外旅行の態様	服 務	期 間	備 考
1	出張による海外旅行	公務のため旅行命令を受けて行う海外旅行	出張	当該旅行に必要と認める期間	1. 国又は地方公共団体の企画による海外旅行で、当該団体が旅費を負担する場合を含む 2. 校長が、外国出張を命じようとするときは、あらかじめ県教育委員会に届け出ること
2	研修による海外旅行	ア 国、若しくはこれに準ずる公共的機関（外国の政府、公共的機関及び大学を含む）の行う試験に合格、若しくは招へいによる海外留学、又はこれらの機関から依頼されて行う海外旅行であって、当該機関が旅費を負担する場合	研 修 教特法 第22 条第3 項	当該旅行に必要と認める期間	1. 試験に合格して留学する場合は、事前に校長の承諾を受けて受験した場合に限る 2. 当該教職員はあらかじめ校長に申し出て県教育委員会の承認を受けること
		イ 国、地方公共団体若しくは教育関係団体（教育の研究及び振興を目的とする公益団体をいう）の主催する海外旅行に参加する場合、又は当該教職員の職務と関連が深く、かつ、校長の承認を受けた研修計画により行う海外旅行	研 修 教特法 第22 条第2 項	学校休業中で当該旅行に必要な期間	1. 当該教職員の校務に支障がない場合に限る 2. 当該教職員はあらかじめ校長に申し出て県教育委員会の承認を受けること
3	職専免による海外旅行	スポーツ関係の国際的な大会の主催者又はスポーツ関係団体から委嘱を受けて当該大会の役員又は選手として行う海外旅行	職専免 職専免 規則第 2条第 9号	当該旅行に必要な期間	1. 岐阜県人事委員会の承認を受けた場合に限る 2. 当該教職員はあらかじめ校長に申し出て県教育委員会の承認を受けること
4	私事による海外旅行	年次休暇を利用して行う海外旅行	年 休 給与条 例施行 規則第 72条	年次休暇で措置できる期間	1. 原則として校務に支障の少ない学校休業中に限る 2. 校長は、職員が引き続き10日以上にわたる年次休暇を届け出た場合には、あらかじめ県教育委員会の指示を受けること